

足立区立古千谷小学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。

しかし、いじめは、どの学校の、どの学級の児童生徒にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下、「法」という）第12条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）、「足立区いじめ防止基本方針」（平成26年2月7日）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「古千谷小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身に苦痛を感じているもの」をいう。

2 足立区立古千谷小学校いじめ防止基本方針策定の目的

- (1) 全児童が安心して学校生活を送れるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにする。
- (2) 全ての児童がいじめを行わず、また、他の児童に行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにする。
- (3) いじめを受けた児童の精神的苦痛及び身体を擁護し、学校、家庭、地域や関係機関と連携して、いじめ問題を解決する。

上記を目的として「古千谷小学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめのない学校づくりを目指す。

3 いじめの防止に向けた学校の方針

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 児童生徒が主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、児童生徒の発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者や地域、関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている児童生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人ひとりの状況の把握に努める。

第2 いじめ防止等のために実施する施策

1 「古千谷小学校いじめ防止基本方針」の策定

法第13条の規定、及び「足立区いじめ防止基本方針」に基づき、本校における「学校基本方針」6つを下記のように定める。

- (1) 「いじめをしない、させない、見過ごさない」学校づくりに努める。
- (2) いじめ防止の理解を深める道徳教育や人権教育の充実を図り、児童の道徳心を育む。
- (3) 児童一人一人の自己有用感や自己肯定感を高め、自尊感情を育む。
- (4) すべての教職員が「いじめは、絶対に許されない」という人権感覚を持って指導にあたる。
- (5) いじめの早期発見のために様々な手段を講じ、いじめ問題を早期に解決する。
- (6) 保護者、地域、関係諸機関との連携を図り、全力で迅速に対処する。

2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

本校は、複数の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を組織する。

構成メンバーは、校長・副校長・教務主任・生活指導主任・学年主任・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・スクールカウンセラーとし、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の中核となる役割を担い、定期的に委員会を開催する。また、いじめを未然に防止するための対策を推進するとともに、いじめ行為への対処を適切に行うため、地域や開かれた学校づくり協議会、PTA組織教育委員会および関係諸機関等と連携して実効的な取組を行う。

3 具体的な取組

(1) いじめの防止・早期発見に関すること

ア 心の教育の充実

○以下の「古千谷小いじめ0（ゼロ）ルール」を定め、全校で日常的に指導する。

- ・わたしは、他の人をいじめません。
(見て見ぬふりをすることも「傍観者」として、いじめに荷担していることを指導する)
- ・わたしは、いじめられている人を助けます。
- ・わたしは、いじめられている人を見たら、先生や家の人に必ず知らせます。

○体験活動により豊かな心を育てる。

- ・授業の中での体験活動を重視する。他者や社会、自然との直接的な関わりを通して、生命の畏敬の念や、感動する心、共に生きる喜びに児童自身が気づけるようにする。
- ・異学年交流（縦割り班活動）、小中連携、幼保小連携、特別支援学級との交流を計画的に実施し、人と人とのつながりの大切さを実感できるようにする。

○道徳の授業を充実させ道徳的实践力を育てる。

- ・「ふれあい・いじめ防止月間」（6・11・2月）には、いじめ防止に関わる内容項目（生命尊重、信頼・友情、勇気、公德心・規則の尊重、自立、親切、家族愛等）の授業を実施する。
- ・いじめに関する授業を年1回以上、地域・保護者への公開を実施する。
- ・「生命尊重」に関する授業を、人権教育年間指導計画や道徳年間指導計画等に具体的に位置付け、発達段階等に応じて指導内容の工夫を図り、確実に実施する。

イ 児童会の活性化

- ・「いじめ防止月間」のなかで、児童会が主体となって、いじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援をする。
- ・「いじめ防止月間」には、一人一人が学年の発達段階に応じた「いじめ防止標語」を考え、短冊に記入した標語を廊下掲示することにより、他学年や保護者（個人面談期間中）にもいじめ防止の意識が深まるようにする。
- ・人と人との結びつきの基本である「あいさつ」の指導を重視し、生活委員会による登校時の「あいさつ」運動、高学年による年三回（6月…6学年、10月…5学年、2月…4学年）の「あいさつ応援隊」活動を推進し、「自分からあいさつができる児童」を育てる。
- ・新入生を迎える会、6年生による一年生の掃除の手伝い、運動会等の係活動、「読み聞かせ」や「語りの会」の発表会、縦割り班活動（全校遠足、遊び集会、縄跳び練習）、お別れ給食、6年生を送る会等の自発的な活動を通して、お互いを認め合い助け合う関係を育てる。

ウ 学習環境の整備

- ・授業規律の厳守、教室環境の整備を行い、ルールを守る意識を高揚させる。
- ・学習を支える基礎的な生活習慣の確立のため、「生活がんばりカード」を年3回（5月、9月、1月）実施し、健全な生活リズムの定着を図る。

エ 校内におけるいじめ防止研修の実施

- ・「いじめ防止対策委員会」を中心に校内研修を企画し、いじめ防止研修を実施する。

オ スクールカウンセラーの活用

- ・スクールカウンセラーが授業や休み時間等に行う児童の観察を、いじめの実態把握に役立てる。いじめが発生した場合は、いじめを受けた児童のケアができるようにする。
- ・児童や保護者がいじめに関わる相談をしやすいような相談体制を整える。

カ 児童の自己有用感の高揚

- ・すべての児童に活躍の場を与えるとともに、努力した姿などを認め、賞賛をすることで児童生徒一人ひとりに自信をもたせる。
- ・教師一人ひとりが分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図ることにより児童一人ひとりに学習に対する達成感や成就感をもたせる。

キ 保護者への意識啓発

- ・保護者会で学校がいじめ防止・いじめ対応の方針を周知し、協力を要請する。
児童が発する変化やサインに気付いたとき、早急に学校に相談することの大切さや、携帯やインターネットを通して行われるネットいじめの特性や怖さを伝え、使用時のルールやモラルについての啓発を行うと共に、連携した指導を進める。
- ・学校とPTAが連携し、年1回以上、保護者や地域を対象にいじめ防止教室を実施する。

ク いじめ相談窓口の拡大

- ・いじめを受けたり見たりした児童が、支援を訴えることができ、児童の個人情報を守られるような「いじめ相談箱」を設置する。

ケ 面談におけるいじめ調査

- ・三者面談や二者面談において、担任等が個別にいじめの確認を行い、相談に応じる。

コ その他の早期発見の手段

・教職員による日々の観察

「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指し、休み時間や、掃除中、放課後の雑談等にも目を配り、児童と一緒にいる機会を増やし、いじめを発見できるようにする。

・定期的ないじめ調査の実施

ふれあい（いじめ防止）月間におけるアンケート調査…6月、11月、2月

学校生活アンケート調査…7月、9月、12月

(2) いじめの対応に関すること

ア いじめを受けた児童生徒を最優先

いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保することを最優先に考え、大人が見守る体制を速やかに整備する。

イ 迅速な調査

早急に全容を解明するため、児童生徒からの聴き取りなどを組織的に行う。いじめの事実、及び学校の対応について、いじめに関わった児童生徒の保護者に報告し、いじめの解消に向けて協力を要請する。調査結果については教育委員会に報告する。

ウ 関係機関との連携

こども支援センターげんき等の相談機関と連携して対応にあたる。

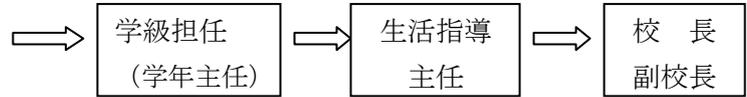
いじめを行った児童生徒について、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための対応策を警察や児童相談所等と連携して講じる。

以上をもとに、いじめ発見時の対応（重大事態以外）を以下のように定めた。

いじめ発見から組織的対応への流れ

1 いじめ情報のキャッチ（最初に認知した教職員）

- ・いじめが疑われる言動を目撃。
- ・日記等からの気付き。
- ・児童本人や保護者からの訴え。
- ・いじめアンケートからの発見。
- ・他の教師や地域からの情報提供。



2 正確な実態把握

- ・被害者、加害者、周辺児童から個々に情報を聴取し記録する。
(聞き取りの順は、被害者→周辺児童→加害者とする。情報提供者についての秘密を厳守する。)
- ・関係者と情報を共有し、正確に事実確認をして、いじめの全体を把握する。

3 臨時「いじめ防止対策委員会」の招集

(生活指導夕会等で、全ての教職員に共通理解)

- ・校長・副校長・教務主任・生活指導主任・学年主任・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・スクールカウンセラーを招集し、当該担任とともに話し合いを行う。

4 対応方針の決定と役割分担

(1) 情報の整理

- ・いじめのきっかけ、いじめの状況、頻度…事実に基づく聴取内容

(2) 対応方針の話し合い

- ・緊急度の確認 「暴行」等の危険度の確認

(3) 役割分担

- ・被害者の保護担当（見守り体制の整備…登下校、休み時間、放課後等）
- ・被害者、加害者、周辺児童からの情報聴取と支援・指導担当
- ・保護者への対応担当
- ・教育委員会、関係諸機関との連携担当

5 児童への指導・支援

(1) いじめ被害者への対応

- ・いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・どんな理由があっても、徹底していじめられた児童の味方になり対応する。
- ・児童のよさや優れているところを認め、励ます。
- ・いじている側の児童との対応や関係づくりを具体的に指導する。
- ・日記等の交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に当たる。
- ・自己肯定感や自信を回復できるよう、友達との関係づくりや活躍の場等の支援を行う。

(2) いじめ加害者への指導・対応 (複数の教員で対応し、記録を保存する)

- ・行った背景を理解し、行ったいじめ行為に対し毅然と指導する。
- ・いじめは決して許されないことを分からせ、責任の転嫁を許さない。
- ・被害者の苦しみや辛さに気付かせ、自分が加害者であったことを自覚させ反省させる。
- ・自分はどうすべきだったのか、これからどうすべきかを考えさせる。
- ・日記等の交換や面談等を定期的に行い、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- ・自己肯定感をもてるよう、授業や学級活動等でよさを認め、プラスの方向に向かわせていく。
- ・必要があれば、出席停止制度を児童や保護者に知らせる。

(3) 周辺児童、傍観者への指導・対応

- ・「いじめは絶対に許さない」をいう毅然とした教師の態度、本気で取り組む姿勢を示す。
- ・いじめの事実を教師に知らせることは、人権を守り、人を救う立派な行為であることを伝える。
- ・周辺ではやし立てたり見て見ぬふりをしたりした児童も、いじめの加害者であることを教え、反省させる。
- ・いじめ発生時の行動や、言葉遣い等を振り返らせ、自分はどうすべきだったのか、どうしたら防げたのか、これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- ・いじめを許さない集団づくりについて、話し合いを深められるよう指導する。

保護者との連携

(1) いじめ被害者の保護者との連携

- ・面談や家庭訪問等により、速やかに保護者と会い、学校で把握している事実を正確に伝えるとともに、保護者からも追加情報を得て、共に解決の方向を探る。
- ・徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、今後の対応方針を具体的に示す。
- ・細かに対応の経過を伝え、保護者からも児童の様子や変化、その後の情報を提供してもらい、連携して指導していく。

(2) いじめ加害者の保護者との連携

- ・面談や家庭訪問等により、速やかに保護者と会い、学校で把握している事実を正確に伝えるとともに、加害児童に事実確認を行う。その上で、被害者の現在の心情や身体等の被害について認識を深めていただき、すばやい被害者へのケアへの協力をお願いする。
- ・学校における「いじめを許さない」という基本方針を理解していただくとともに、いじめが加害児童の成長にも大きな悪影響があることを認識していただき、連携して指導する協力体制の確立をめざす。
- ・家庭と連携して、相互に指導の経過や児童の変容の様子等を伝え、被害児童・加害児童の心のケアと健全な成長を協力して支援する。

第3 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、法第28条において以下のように示されている。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

なお、児童生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じる場合とは、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

相当な期間については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安としている。ただし、日数だけではなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

(2) 重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を区長に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。

なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分に結果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会が調査を実施する。

(4) 調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

教育委員会は調査結果を区長に報告する。